

巻頭言

広島土砂災害に思う

土木学会シビルNPO 推進小委員会委員長
CNCP 理事(土木学会連携担当) 駒田 智久



今回の広島土砂災害は、改めて近年の気象の激甚化とともに、「災害列島・日本」を認識させるものであるが、土木技術者として大変心の痛む出来事である。平成 24 年末には中央道笹子トンネルの天井版落下事故があり、福島第一原子力発電所の汚染地下水処理の問題は今も出口を見いだせないように見える。今回は、昨年の伊豆大島の土砂災害などに引き続き、規模として遥かに大きい、70 名を超える死者・行方不明者が生じるものとなり、土木に係る者に大きなインパクトを与えるものとなった。

土砂災害の防止については、同じ広島市などの平成 11 年の大規模な災害発生を受けて、いわゆる「土砂災害防止法」の制定が検討され、平成 12 年 5 月に公布、平成 13 年 4 月に施行されている。その後も幾度かの改正が行われているが、この法律では、国、都道府県および基礎自治体である市町村のそれぞれのレベルで為すべきことが定められている。状況把握のための基礎調査、土砂災害警戒区域および特別警戒区域の指定、ハード面での整備やソフト面における規制や広報などである。今回、この行政がなすべきことについての不十分さ・不作為の指摘が少なくなく、これはこれで大きな問題であろうが、ここでは触れない。

一方で住民における土砂災害に関する知識の不十分さも指摘されている。全く不承知の人の存在は考えにくい。何らかの形で情報を得ておられると考えたい。上記の法律施行後は、警戒区域や特別警戒区域である場合、新規に不動産を取得する人には不動産業者から、そのことを「重要事項」として説明を受けている筈である。またこれらの指定区域の外の方々も含めて、繰り返し市報・区報やその他の媒体での広報による周知が有ったのであろう。広島市のホームページには土砂災害ポータルサイトとも言うべきしかるべき掲示がある。

問題はそれをリアリティのあるリスクとして深く認識して実際の行動に結びつけられるかどうかであろう。市民・住民のこのような問題に対するスタンスの欠如・不足の問題も勿論あるのであろうが、それを踏まえて、では「どうするか？」の課題がある。土砂災害の恐ろしさと当該地におけるリスクをアピールして土砂災害の悲劇を最小化するのには第一義的には、官・行政の責務ではあるが、それだけでは限界がある。

学・学界も勿論一定の役割を果たすが、その性格から若干及ばない面があると考ええる。土木学会は今回も地盤工学会と共同で緊急調査を実施しているが、15 年前の広島における災害において緊急調査を行っており、それを受けた調査報告書に今回の災害にも通ずる適切なアピールを盛り込んでいる。また、地盤工学会は東日本大震災を受けて、主として宅地を対象とした「地盤品質判定土制度」を他の学協会と共同で創設している。適切な対応と言うべきであろうが、継続的に社会に対して実践活動を行うという点からいえば、学会であることの限界があると考ええる。

すなわち、土砂災害の防止や軽減化をミッションとしたサードセクターの役割が大きいのではないかと専門性はそれほど高くないが地域に精通している地域のサードセクターと、全国的な視野で相当高い専門性もあるサードセクターが連携・協働して対応することも考えられる。

永年 NPO 法人レスキューストックヤードで活動してきたことを踏まえて、「防災という切り口は市民と土木を近づける」との松田曜子さんの発信がある。また土木学会コンサルタント委員会は永年、市民合意形成小委員会を設けて「合意形成プロデューサー」という職業分野を提案してきているが、最近では「市民力を活かした」(名古屋)とか「市民参加型」(大阪)の「防災まちづくり」をテーマにした研究討論会も開いている。まさにコンサルタントと NPO の棲み分けの議論の典型的な領域ともみられるが、大いに連携・協働の可能性もあると考ええる。

原子力発電も含めてリスクを直視し、それに正面から対処しようとするスタンスの欠如が日本の国民性として指摘されているが、ある面、これに対する一つのアクションとしても位置付けられるように感ずる。

最後に上述の死者・行方不明者数については発生後 10 日を経てやっと定まったと受け止めている。ここに行政と地域コミュニティ双方の機能不全を感じざるを得ない。

平成 26 年 8 月 30 日

